



宮 崎 県 公 報

平成25年3月29日（金曜日）号外 第21号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

規 則

- 宮崎県東京学生寮管理規則の一部を改正する規則……………（総務課） 1
- 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則……………（障害福祉課） 1
- 県立こども療育センターにおいて実施する短期

頁

- 入所、障害児通所支援及び障害児入所支援に係る使用料に関する規則の一部を改正する規則…（障害福祉課） 8
- 理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則……………（衛生管理課） 9
- 訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………（労働政策課） 10
- 訓 令
- 文書取扱規程の一部を改正する訓令……………（総務課） 10
- 教 育 長 訓 令
- 県教育庁等文書取扱規程の一部を改正する訓令……………11

規 則

宮崎県東京学生寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第14号

宮崎県東京学生寮管理規則の一部を改正する規則

宮崎県東京学生寮管理規則（昭和47年宮崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（入寮資格）</p> <p>第2条 学生寮に入寮できる者は、次の各号に該当する者でなければならない。</p> <p>（1） 東京都の区域及びその周辺の地域に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学若しくは専修学校の第1学年（専修学校にあっては、修業年限2年以上の専門課程の第1学年に限る。以下同じ。）に入学することが決定した男子又は第1学年に在学する男子で、その者の生計を主として維持する者（以下「保護者」という。）が宮崎県内に居住する者</p> <p>（2）～（5） [略]</p>	<p>（入寮資格）</p> <p>第2条 学生寮に入寮できる者は、次の各号に該当する者でなければならない。</p> <p>（1） 東京都の区域及びその周辺の地域に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学若しくは専修学校又は同法第104条第4項第2号に規定する教育施設のうち<u>学生の身分が公務員でないものの</u>第1学年（専修学校にあっては、修業年限2年以上の専門課程の第1学年に限る。以下同じ。）に入学することが決定した男子又は第1学年に在学する男子で、その者の生計を主として維持する者（以下「保護者」という。）が宮崎県内に居住する者</p> <p>（2）～（5） [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第15号

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則（平成12年宮崎県規則第119号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第2条、第3条関係） 第1 建築物	別表第1（第2条、第3条関係） 第1 建築物

区分	公共的施設	特定公共的施設
1 福祉 保健施設	(1)～(9) [略] (10) 障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援を除く。）を提供する施設、同条第13項に規定する障害者支援施設、同条第22項に規定する地域活動支援センター、同条第23項に規定する福祉ホーム、同法附則第41条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設、同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設及び同法附則第58条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた知的障害者援護施設 (11) [略]	[略]
[略]		

第 2 道路

区分	公共的施設	特定公共的施設
道路	道路法（昭和27年法律第 180号）第 2 条第 1 項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。）	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第 2 条第 9 号に規定する特定道路（自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。）

第 3 公園等

区分	公共的施設	特定公共的施設
公園その他これに類するもの（以下「公園等」という。）	(1)・(2) [略] (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園 (4) [略]	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 2 条第13号に規定する特定公園施設
[略]		

別表第 3（第 5 条関係）

第 1 建築物に関する整備基準

整備箇所	整備基準
[略]	
10 傾斜路	利用者の用に供する傾斜路は、次に定

区分	公共的施設	特定公共的施設
1 福祉 保健施設	(1)～(9) [略] (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援を除く。）を提供する施設、同条第13項に規定する障害者支援施設、同条第22項に規定する地域活動支援センター、同条第23項に規定する福祉ホーム、同法附則第41条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設、同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設及び同法附則第58条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた知的障害者援護施設 (11) [略]	[略]
[略]		

第 2 道路

区分	公共的施設	特定公共的施設
道路	道路法（昭和27年法律第 180号）第 2 条第 1 項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供するもの並びに県道及び市町村道を除く。）	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第 2 条第 9 号に規定する特定道路（自動車のみの一般交通の用に供するもの並びに県道及び市町村道を除く。）

第 3 公園等

区分	公共的施設	特定公共的施設
公園その他これに類するもの（以下「公園等」という。）	(1)・(2) [略] (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園（県及び市町村が設置するものを除く。） (4) [略]	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 2 条第13号に規定する特定公園施設（ <u>県、市町村及び都市公園法第 5 条第 1 項の規定により県及び市町村の許可を受けて公園施設を設け、若しくは管理し、又は設け、若しくは管理しようとする者が設置するものを除く。</u> ）
[略]		

別表第 3（第 5 条関係）

第 1 建築物に関する整備基準

整備箇所	整備基準
[略]	
10 傾斜路	利用者の用に供する傾斜路（階段に代

	める構造とすること。 (1)~(4) [略]		わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に定める構造とすること。 (1)~(4) [略]
[略]		[略]	
14 敷地内の通路	利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 (1)・(2) [略] (3) 利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。 ア・イ [略]	14 敷地内の通路	利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 (1)・(2) [略] (3) 利用者の用に供する傾斜路は、次に定める構造とすること。 ア・イ [略]
[略]		[略]	
第2 道路に関する整備基準		第2 道路に関する整備基準	
整備箇所	整備基準	整備箇所	整備基準
1 歩道及び自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)	(1) 歩道等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。 ア・イ [略] ウ 歩道等に設置する排水溝のふたは、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まないものとする。 (2)・(3) [略]	1 歩道及び自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)	(1) 歩道等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。 ア・イ [略] ウ 歩道等に設置する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。 (2)・(3) [略]
2 歩道等と車道が接する部分で歩行者が通行する部分	交差点及び横断歩道における歩道等と車道が接する部分で歩行者が通行する部分は、次に定める構造とすること。 (1) [略] (2) 歩道等の切り下げに伴うすりつけ部分の勾配は、5パーセント以下とすること。 (3) <u>ア</u> に定める構造の段差と <u>イ</u> に定める構造のすりつけ部分との間には水平区間を設けること。 (4) [略]	2 歩道等と車道が接する部分で歩行者が通行する部分	交差点及び横断歩道における歩道等と車道が接する部分で歩行者が通行する部分は、次に定める構造とすること。 (1) [略] (2) 歩道等の切り下げに伴うすり付け部分の勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、 <u>地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</u> (3) <u>(1)</u> に定める構造の段差と <u>(2)</u> に定める構造のすり付け部分の間には水平区間を設けること。 (4) [略]
[略]		[略]	
第3 公園等に関する整備基準		第3 公園等に関する整備基準	
整備箇所	整備基準	整備箇所	整備基準
1 出入口	外部の道路又は駐車場へ通ずる利用者の用に供する出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 (1)~(3) [略] (4) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、 <u>2の項(8)</u> に定める傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設した段を設けることができる。 (5) [略]	1 出入口	外部の道路又は駐車場へ通ずる利用者の用に供する出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 (1)~(3) [略] (4) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、 <u>2の項(9)</u> に定める傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設した段を設けることができる。 (5) [略]
2 園路	利用者の用に供する主要な園路のうち、1以上の園路は、1の項に定める構造の出入口に接するものとし、かつ、次に定める構造とすること。 (1)~(4) [略]	2 園路	利用者の用に供する主要な園路のうち、1以上の園路は、1の項に定める構造の出入口に接するものとし、かつ、次に定める構造とすること。 (1)~(4) [略]

(5) 縁石を切り下げる場合においては、切下げ部分の幅員は 120センチメートル以上、すりつけ勾配は 8パーセント以下とし、かつ、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(6) 排水溝のふたは、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まないものとすること。

(7) 階段を設ける場合においては、当該階段は、(8)に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設し、かつ、次に定める構造とすること。

ア～エ [略]

(8) (7)の階段に併設する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

ア・イ [略]

ウ 傾斜路の縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

エ [略]

[略]

6 案内表示等	障がい者、高齢者等に配慮した案内表示を行い、必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。
---------	--

[略]

[略]

別表第 4（第 5 条関係）

建築物（小規模施設に限る。）に関する整備基準

整備箇所	整備基準
[略]	[略]
8 案内表示板	[略]

様式第 2 号（その 1）（第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条関係）

[略]

6 移動等円滑化経路を構成する敷地内通路

整備基準		図面番号等	内容	適否	※
(1) 敷地内経路	[略]				
	イ 踊場の設置	[略]			
	[略]				

(5) 縁石を切り下げる場合においては、切下げ部分の幅員は 120センチメートル以上、すり付け勾配は 5パーセント以下とし、かつ、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、すり付け勾配を 8パーセント以下とすることができる。

(6) 排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとすること。

(7) 横断歩道に接続する部分の縁端は、2センチメートルを標準として車道の部分より段差を設けて高くするものとし、その段差に接続する通路の部分は、車いすを使用している者が円滑に転回できる構造とすること。

(8) 階段を設ける場合においては、当該階段は、(9)に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設し、かつ、次に定める構造とすること。

ア～エ [略]

(9) (8)の階段に併設する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

ア・イ [略]

ウ 傾斜路の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

エ [略]

[略]

6 案内表示等	障がい者、高齢者等に配慮した案内表示を行い、必要に応じて線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設すること。
---------	--

[略]

[略]

別表第 4（第 5 条関係）

建築物（小規模施設に限る。）に関する整備基準

整備箇所	整備基準
[略]	[略]
8 案内標示板	[略]

様式第 2 号（その 1）（第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条関係）

[略]

6 移動等円滑化経路を構成する敷地内通路

整備基準		図面番号等	内容	適否	※
(1) 敷地内通路	[略]				
	イ 傾斜路及び踊場の設置	[略]			
	[略]				

[略]				
[略]				
9 階段				
整備基準	図面番 号等	内 容	適 否	※
[略]				
(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色合又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。	[略]			
[略]				
[略]				
10 傾斜路				
整備基準	図面番 号等	内 容	適 否	※
[略]				
(3) 踊場及び当該傾斜路に接する廊下等との色の明度、色合又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。	[略]			
[略]				
[略]				
14 敷地内の通路				
整備基準	図面番 号等	内 容	適 否	※
[略]				
(2) 段の構造	[略]	イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色合又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。		
[略]				
(3) 敷地内の通路に設けられる傾斜路の構造	[略]	イ 前後の通路との色の明度、色合又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。		
[略]				
[略]				
様式第2号(その2) (第6条、第8条、第10条、第11条関係)				
[略]				
6 敷地内の通路				
整備基準	図面番 号等	内 容	適 否	※
[略]				
(2) 各建物出入口から道等に至るそれぞれ1以上の敷地内の通路の構造路に設けられる傾	[略]			

[略]				
[略]				
9 階段				
整備基準	図面番 号等	内 容	適 否	※
[略]				
(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。	[略]			
[略]				
[略]				
10 傾斜路				
整備基準	図面番 号等	内 容	適 否	※
[略]				
(3) 踊場及び当該傾斜路に接する廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。	[略]			
[略]				
[略]				
14 敷地内の通路				
整備基準	図面番 号等	内 容	適 否	※
[略]				
(2) 段の構造	[略]	イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。		
[略]				
(3) 敷地内の通路に設けられる傾斜路の構造	[略]	イ 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。		
[略]				
[略]				
様式第2号(その2) (第6条、第8条、第10条、第11条関係)				
[略]				
6 敷地内の通路				
整備基準	図面番 号等	内 容	適 否	※
[略]				
(2) 各建物出入口から道等に至るそれぞれ1以上の敷地内の通路の構造	[略]			

斜路及び踊場の構造	
(3) 敷地内の通路	[略] イ 勾配は、1/12 (高さ16cm以下の場合は、1/8) 以下 [略]

[略]

様式第 2 号 (その 3) (第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条関係)

[略]

1 歩道等

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 歩道の構造	[略]	[略]		
イ 歩道等が車道と明確に分離 (緑石、防護柵等)				
ウ 排水溝のふたは、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まないもの				
(2) 公共交通機関の施設と視覚障がい者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等の構造	[略]	床材の色 <input type="checkbox"/> 黄色 <input type="checkbox"/> 明度差の大きい色		

[略]

2 歩道等と車道が接する部分で歩行者が通行する部分

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
[略]				
(2) 歩道等の切り下げに伴うすりつけ部分の勾配は、5%以下		[略]		

[略]

様式第 2 号 (その 4) (第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条関係)

[略]

2 園路

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
[略]		[略]		
(3) 縦断勾配は、6%以下 (地形等によりやむを得ない場合は、8%以下)				

(3) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及び踊場の構造	[略] イ 勾配は、1/12 (高さ16cm以下の場合は、1/8) 以下 [略]
----------------------------	--

[略]

様式第 2 号 (その 3) (第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条関係)

[略]

1 歩道等

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 歩道の構造	[略]	[略]		
イ 歩道等が車道と明確に分離 (緑石、防護柵等)				
ウ 排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないもの				
(2) 公共交通機関の施設と視覚障がい者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等の構造	[略]	ブロック等の色 <input type="checkbox"/> 黄色 <input type="checkbox"/> 明度差の大きい色		

[略]

2 歩道等と車道が接する部分で歩行者が通行する部分

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
[略]				
(2) 歩道等の切り下げに伴うすり付け部分の勾配は、5%以下 (地形等によりやむを得ない場合は、8%以下)		[略]		

[略]

様式第 2 号 (その 4) (第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条関係)

[略]

2 園路

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
[略]		[略]		
(3) 縦断勾配は、6% (特定公共的施設にあっては、5%) 以下 (地形等によりやむを得ない場合は、8%以下)				

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 20%;">(5) 縁石切 下げ部分の 構造</td> <td style="width: 80%;"> [略] イ すりつけ勾配は、 8%以下 (地形等によりや むを得ない場合を除 く。) [略] </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(6) 排水溝のふたは、つえ及び車い すのキャスターが落ち込まないもの</td> </tr> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>(7) [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(8) 階段に 併設する傾 斜路及び踊 場の構造</td> <td> [略] ウ 縦断勾配は、8% 以下 [略] </td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>4 便所</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">整備基準</th> <th style="width: 10%;">図面番 号等</th> <th style="width: 10%;">内 容</th> <th style="width: 5%;">適 否</th> <th style="width: 5%;">※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="height: 20px;">[略]</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(2) 床置き式の小便器、壁掛式の小便 器 (受け口の高さ35cm以上) その他 これらに類する小便器の設置</td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td style="height: 20px;">[略]</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>6 案内表示等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">整備基準</th> <th style="width: 10%;">図面番 号等</th> <th style="width: 10%;">内 容</th> <th style="width: 5%;">適 否</th> <th style="width: 5%;">※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>案内表示等の 構造</td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 必要に応じて誘導 用床材及び注意喚起 用床材の敷設</td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>様式第3号 (第8条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考1 [略]</p> <p>2 「4 新築等の届出」の欄の「受付番号」及び「受付日」は、人にやさしい福祉のまちづくり条例第17条に規定する事前協議 (別記様式第1号) の受付番号及び受付日を記入してください。</p> <p>3～5 [略]</p>	[略]	(5) 縁石切 下げ部分の 構造	[略] イ すりつけ勾配は、 8%以下 (地形等によりや むを得ない場合を除 く。) [略]	(6) 排水溝のふたは、つえ及び車い すのキャスターが落ち込まないもの		[略]		(7) [略]	[略]	(8) 階段に 併設する傾 斜路及び踊 場の構造	[略] ウ 縦断勾配は、8% 以下 [略]	整備基準	図面番 号等	内 容	適 否	※	[略]					(2) 床置き式の小便器、壁掛式の小便 器 (受け口の高さ35cm以上) その他 これらに類する小便器の設置		[略]			[略]					整備基準	図面番 号等	内 容	適 否	※	案内表示等の 構造		[略]			イ 必要に応じて誘導 用床材及び注意喚起 用床材の敷設		[略]			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;">は、8%以下)</td></tr> <tr><td style="height: 20px;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 20%;">(5) 縁石切 下げ部分の 構造</td> <td style="width: 80%;"> [略] イ すり付け勾配は、 5%以下 (地形等によりや むを得ない場合は、 8%以下) [略] </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(6) 排水溝のふたは、つえ、車いす のキャスター等が落ち込まないもの</td> </tr> <tr> <td>(7) 横断歩 道に接続す る部分の縁 端</td> <td> ア 2cmを標準とした 段差 [略] イ 段差に接続する通 路の部分は車いす使 用者が円滑に転回で きること。 </td> </tr> <tr> <td>(8) [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(9) 階段に 併設する傾 斜路及び踊 場の構造</td> <td> [略] ウ 縦断勾配は、5% 以下 (地形等によりや むを得ない場合は、 8%以下) [略] </td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">段 差</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">cm</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">cm</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">cm</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>4 便所</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">整備基準</th> <th style="width: 10%;">図面番 号等</th> <th style="width: 10%;">内 容</th> <th style="width: 5%;">適 否</th> <th style="width: 5%;">※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="height: 20px;">[略]</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(2) 床置き式の小便器、壁掛式の小便 器 (受け口の高さ35cm以下) その他 これらに類する小便器の設置</td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td style="height: 20px;">[略]</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>6 案内表示等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">整備基準</th> <th style="width: 10%;">図面番 号等</th> <th style="width: 10%;">内 容</th> <th style="width: 5%;">適 否</th> <th style="width: 5%;">※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>案内表示等の 構造</td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 必要に応じて線状 ブロック等及び点状 ブロック等の敷設</td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>様式第3号 (第8条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考1 [略]</p> <p>2 「4 新築等事前協議」の欄の「受付番号」及び「受付日」は、人にやさしい福祉のまちづくり条例第17条に規定する事前協議 (別記様式第1号) の受付番号及び受付日を記入してください。</p> <p>3～5 [略]</p>	は、8%以下)	[略]	(5) 縁石切 下げ部分の 構造	[略] イ すり付け勾配は、 5%以下 (地形等によりや むを得ない場合は、 8%以下) [略]	(6) 排水溝のふたは、つえ、車いす のキャスター等が落ち込まないもの		(7) 横断歩 道に接続す る部分の縁 端	ア 2cmを標準とした 段差 [略] イ 段差に接続する通 路の部分は車いす使 用者が円滑に転回で きること。	(8) [略]	[略]	(9) 階段に 併設する傾 斜路及び踊 場の構造	[略] ウ 縦断勾配は、5% 以下 (地形等によりや むを得ない場合は、 8%以下) [略]	段 差					cm	/	cm	/	cm	整備基準	図面番 号等	内 容	適 否	※	[略]					(2) 床置き式の小便器、壁掛式の小便 器 (受け口の高さ35cm以下) その他 これらに類する小便器の設置		[略]			[略]					整備基準	図面番 号等	内 容	適 否	※	案内表示等の 構造		[略]			イ 必要に応じて線状 ブロック等及び点状 ブロック等の敷設		[略]		
[略]																																																																																																								
(5) 縁石切 下げ部分の 構造	[略] イ すりつけ勾配は、 8%以下 (地形等によりや むを得ない場合を除 く。) [略]																																																																																																							
(6) 排水溝のふたは、つえ及び車い すのキャスターが落ち込まないもの																																																																																																								
[略]																																																																																																								
(7) [略]	[略]																																																																																																							
(8) 階段に 併設する傾 斜路及び踊 場の構造	[略] ウ 縦断勾配は、8% 以下 [略]																																																																																																							
整備基準	図面番 号等	内 容	適 否	※																																																																																																				
[略]																																																																																																								
(2) 床置き式の小便器、壁掛式の小便 器 (受け口の高さ35cm以上) その他 これらに類する小便器の設置		[略]																																																																																																						
[略]																																																																																																								
整備基準	図面番 号等	内 容	適 否	※																																																																																																				
案内表示等の 構造		[略]																																																																																																						
イ 必要に応じて誘導 用床材及び注意喚起 用床材の敷設		[略]																																																																																																						
は、8%以下)																																																																																																								
[略]																																																																																																								
(5) 縁石切 下げ部分の 構造	[略] イ すり付け勾配は、 5%以下 (地形等によりや むを得ない場合は、 8%以下) [略]																																																																																																							
(6) 排水溝のふたは、つえ、車いす のキャスター等が落ち込まないもの																																																																																																								
(7) 横断歩 道に接続す る部分の縁 端	ア 2cmを標準とした 段差 [略] イ 段差に接続する通 路の部分は車いす使 用者が円滑に転回で きること。																																																																																																							
(8) [略]	[略]																																																																																																							
(9) 階段に 併設する傾 斜路及び踊 場の構造	[略] ウ 縦断勾配は、5% 以下 (地形等によりや むを得ない場合は、 8%以下) [略]																																																																																																							
段 差																																																																																																								
cm	/	cm	/	cm																																																																																																				
整備基準	図面番 号等	内 容	適 否	※																																																																																																				
[略]																																																																																																								
(2) 床置き式の小便器、壁掛式の小便 器 (受け口の高さ35cm以下) その他 これらに類する小便器の設置		[略]																																																																																																						
[略]																																																																																																								
整備基準	図面番 号等	内 容	適 否	※																																																																																																				
案内表示等の 構造		[略]																																																																																																						
イ 必要に応じて線状 ブロック等及び点状 ブロック等の敷設		[略]																																																																																																						

様式第 8 号（その 1）（第13条関係）

[略]

[略]	
7	工事着手予定日 [略]
8	工事完了予定日
[略]	

[略]

様式第 8 号（その 2）（第13条関係）

[略]

[略]	
6	工事着手予定日 [略]
7	工事完了予定日
[略]	

[略]

様式第 8 号（その 1）（第13条関係）

[略]

[略]	
7	工事着手日 [略]
8	工事完了日
[略]	

[略]

様式第 8 号（その 2）（第13条関係）

[略]

[略]	
6	工事着手日 [略]
7	工事完了日
[略]	

[略]

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以降に工事に着手する公共的施設の新築等に適用し、施行日前に工事に着手した公共的施設の新築等については、なお従前の例による。

県立こども療育センターにおいて実施する短期入所、障害児通所支援及び障害児入所支援に係る使用料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第16号

県立こども療育センターにおいて実施する短期入所、障害児通所支援及び障害児入所支援に係る使用料に関する規則の一部を改正する規則

県立こども療育センターにおいて実施する短期入所、障害児通所支援及び障害児入所支援に係る使用料に関する規則（平成15年宮崎県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>県立こども療育センターにおいて実施する短期入所、障害児通所支援及び障害児入所支援に係る使用料に関する規則（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号。以下「条例」という。）第4条第3項及び第4項並びに第8条の規定に基づき、県立こども療育センターにおいて実施する短期入所（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）、障害児通所支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）及び障害児入所支援（児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）に係る使用料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（短期入所に係る特定費用の額）</p> <p>第2条 条例第4条第3項の規則で定める特定費用の額は、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第25条第4号イからニまでに掲げる費用に相当する額の合計額とする。</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第5条 知事は、短期入所に係る支給決定障害者等（障害者自立支援法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。）</p>	<p>県立こども療育センターにおいて実施する障害福祉サービス等に係る使用料に関する規則（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号。以下「条例」という。）第4条第3項及び第4項並びに第8条の規定に基づき、県立こども療育センターにおいて実施する生活介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護をいう。以下同じ。）、短期入所（同法第5条第8項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）、障害児通所支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）及び障害児入所支援（児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）に係る使用料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（生活介護及び短期入所に係る特定費用の額）</p> <p>第2条 条例第4条第3項の規則で定める特定費用の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第25条第2号及び第3号に掲げる費用に相当する額の合計額とする。</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第5条 知事は、生活介護及び短期入所に係る支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第</p>

、障害児通所支援に係る通所給付決定保護者（児童福祉法第6条の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）又は障害児入所支援に係る入所給付決定保護者（児童福祉法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）が災害その他やむを得ない理由により、使用料を納入することが困難であると認めるときは、当該使用料の額を減額し、又は免除することができる。

2 [略]
(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、短期入所、障害児通所支援及び障害児入所支援に係る使用料に関し必要な事項は、別に定める。

別記様式（第5条関係）

[略]

短期入所（障害児通所支援・障害児入所支援）に係る使用料の減額（免除）を受けたいので、県立こども療育センターにおいて実施する短期入所、障害児通所支援及び障害児入所支援に係る使用料に関する規則第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

5条第22項に規定する支給決定障害者等をいう。）、障害児通所支援に係る通所給付決定保護者（児童福祉法第6条の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）又は障害児入所支援に係る入所給付決定保護者（児童福祉法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）が災害その他やむを得ない理由により、使用料を納入することが困難であると認めるときは、当該使用料の額を減額し、又は免除することができる。

2 [略]
(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、生活介護、短期入所、障害児通所支援及び障害児入所支援に係る使用料に関し必要な事項は、別に定める。

別記様式（第5条関係）

[略]

生活介護（短期入所・障害児通所支援・障害児入所支援）に係る使用料の減額（免除）を受けたいので、県立こども療育センターにおいて実施する障害福祉サービス等に係る使用料に関する規則第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の県立こども療育センターにおいて実施する短期入所、障害児通所支援及び障害児入所支援に係る使用料に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の県立こども療育センターにおいて実施する障害福祉サービス等に係る使用料に関する規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第17号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

(理容師法施行細則の一部改正)

第1条 理容師法施行細則（平成12年宮崎県規則第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第2号（第3条関係） [略] 添付書類 1～4 [略] 5 開設者が外国人の場合は、 <u>外国人登録証明書</u>	様式第2号（第3条関係） [略] 添付書類 1～4 [略] 5 開設者が外国人の場合は、 <u>住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）</u>

(美容師法施行細則の一部改正)

第2条 美容師法施行細則（平成12年宮崎県規則第103号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第2号（第3条関係） [略]	様式第2号（第3条関係） [略]

添付書類 1～4 [略] 5 開設者が外国人の場合は、 <u>外国人登録証明書</u>	添付書類 1～4 [略] 5 開設者が外国人の場合は、 <u>住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）</u>
---	---

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に在する改正前の理容師法施行細則及び美容師法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第18号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和41年宮崎県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（支給対象者）</p> <p>第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設を行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。</p> <p>（1）～（9） [略]</p> <p>（10）～（15） [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>（支給対象者）</p> <p>第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設を行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。</p> <p>（1）～（9） [略]</p> <p><u>（10） 児童扶養手当法（昭和36年法律第 238号）第4条第1項の児童扶養手当を受けている者であって、同項第2号に規定する児童の父であるものうち、当該児童が同号に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者</u></p> <p>（11）～（16） [略]</p> <p>2～4 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則の規定は、平成25年3月1日から適用する。

訓 令

文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成25年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第4号

文書取扱規程の一部を改正する訓令

文書取扱規程（平成2年訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第7号</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>知事 副知事</p>	<p>様式第7号</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>知事</p>

[略]

[略]

副知事 副知事

[略]

[略]

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

教育長訓令

県教育庁等文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成25年3月29日

宮崎県教育委員会教育長 飛 田 洋

宮崎県教育委員会教育長訓令第3号

本 庁

各出先機関

各教育機関

県教育庁等文書取扱規程の一部を改正する訓令

県教育庁等文書取扱規程（平成2年宮崎県教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
様式第7号 [略] <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>副知事</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]		知事	副知事	[略]		[略]		様式第7号 [略] <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>副知事</u></td> <td><u>副知事</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]		知事		<u>副知事</u>	<u>副知事</u>	[略]		[略]	
[略]																			
知事	副知事																		
[略]																			
[略]																			
[略]																			
知事																			
<u>副知事</u>	<u>副知事</u>																		
[略]																			
[略]																			

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

